



# 消費生活サポーターだより

No. 10

発行 平成30年5月

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

## もシカっち

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせしますので、ぜひ活用していただきますようお願いします。

日中は気温が上がる日も増えてきました。熱中症にも気をつけていただき、体調管理には、十分にご留意ください。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

### 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第307号~308号」

「子どもサポート情報 第128号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン5月号」

### 2 情報掲示板(お知らせ)

◎平成30年度消費生活相談員資格取得支援講座の受講生を募集します。

◎消費者月間記念講演会へ御参加ください。

◎県からの活動支援にあたってのアンケートの提出について

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

29年度の活動報告書から抜粋してご紹介します

### 4 知っておきたい参考情報

5月21日~27日は「子どもを事故から守る週間」です。

~子どもの事故の具体的な事例の紹介~

### 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第307号」健康食品の摂取による肝障害にご注意に

「見守り新鮮情報 第308号」不安をあまり契約させるリフォーム工事の点検商法

「子どもサポート情報 第128号」 強力な磁石のマグネットボールを誤飲し消化管に  
穴が！

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎平成30年度消費生活相談員資格取得支援講座の受講生を募集します。

長野県では、悪質商法など消費生活に関わる様々な消費者トラブルの解決を手助けする「消費生活相談員」の資格取得を目指す方々を支援する講座を開催します。受講生を募集しますので、是非、この機会に資格取得に挑戦してみませんか。詳細につきましては、募集チラシをご覧ください。

◎消費者月間記念講演会へ御参加ください。

今年度の消費者月間記念講演会は、「長野県版エシカル消費」の推進にあわせ、「エシカル消費」をテーマに取り上げ、「エシカル消費とは何か」「どんな行動がエシカル消費なのか」「エシカル消費によりどんな社会が形成されていくのか」といったことについて一般社団法人 エシカル協会 代表理事 末吉 里花氏を講師に迎えお話をいただきます。大勢の皆様の御参加をお待ちしております。

☆開催場所：5月31日（木）13：30～15：30

☆場所：長野県松本合同庁舎講堂 ☆入場無料、事前申込は不要です。

※開催案内につきましては、先月送付しております。

「長野県消費生活情報」の情報をご覧ください。 <http://www.nagano-shohi.net/>

## 「エシカル消費」って何だろう？



◎県からの活動支援にあたってのアンケートの提出について

より活発に充実した活動を行っていただけますよう消費生活サポーターの皆様への30年度における活動支援について、検討を行っており、先月までに皆様に活動支援にあたってのアンケートの提出をお願いしました。ご提出いただいた皆様御協力ありがとうございました。

アンケートの結果をまとめ、皆様へ配布させていただく準備等を進めておりますので、御理解願います。未提出の方は至急御提出ください。

あわせて、29年度の活動報告書、個人情報の提供に係る確認書について提出をお願いします。

未提出の場合、御希望には、対応できない状況となりますので、御理解ください。

御不明な点等は、御連絡をお願いします。

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

29年度の活動報告書について、ご提出をいただきありがとうございました。

未提出の方は、至急ご提出をお願いします。

提出いただきました皆様の報告から、身近なところでの啓発活動を中心に、抜粋して先月に引き続き、ご紹介します。

- ・ 地域の高齢者の方が集まるいきいき塾で、朗読劇を発表した。(テーマ、点検商法 屋根の修理、健康食品の送りつけ商法)
- ・ 特殊詐欺被害防止啓発用ビデオを作成し、地域のケーブルテレビ、村内放送で放映。
- ・ 消費者だよりに特殊詐欺に関する情報を掲載し、配布。
- ・ シニア大学OBのグループの会で、特殊詐欺被害のおそれについて、対応した仲間の体験談を共有して、注意を呼びかけた。
- ・ 地域、親族等の集まる機会には、必ず「特殊詐欺被害」のことを話題にして、被害防止を呼びかけている。
- ・ 高齢者の集まるサロンの冒頭で特殊詐欺被害の情報を伝えた。
- ・ 認知症カフェで啓発グッズを配布し、特殊詐欺について話をした。
- ・ 高校、大学で「賢い消費者をめざして」といったテーマで講義をした。
- ・ 介護老人福祉施設で、「詐欺被害に遭わないための薬」といったテーマで詐欺被害防止の講義をした。
- ・ 町内会だよりに特殊詐欺、子どもの事故、悪質商法の具体的事例など最新の情報を掲載し、注意喚起を行った。
- ・ 市内のイベントでパネル芝居を公演した。
- ・ 近所の一人暮らしの高齢者から「不審な電話があった。」と相談を受け、特殊詐欺被害防止のチラシを持参し、注意を呼びかけた。
- ・ ボランティアの仲間に詐欺被害情報を伝え、注意を呼びかけた。
- ・ 児童センターでの防災食作りの折、「ぼくもわたしも消費者です」の話をし、「ドローイングゲーム」を使い騙されないための話をした。
- ・ 啓発活動に使用するための紙芝居づくりを仲間と一緒に進めた。
- ・ 地域のサロンの冒頭で参加者で「振込詐欺防止」の替え歌をうたい、注意喚起をした。
- ・ 趣味の会の活動の機会に「見守り新鮮情報」を回覧し、話題にした。
- ・ 偶数月の年金支給日に特殊詐欺被害防止の街頭啓発活動に参加した。(次回も引続き、紹介予定です。)



## 4 知っておきたい参考情報

今月は、5月21日～27日の「子どもを事故から守る週間」にあわせ、子どもの事故防止についてご紹介します。



我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14歳以下の子どもが毎年300人ほど亡くなっています。こうした死亡事故の中には、事故情報の共有を図り保護者等の事故防止意識を高めることや、子どもの安全に配慮された製品の普及等によって防ぐことが可能な事故も多数あり、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、平成28年6月に「子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、取組みが進められています。

外出する機会が増える夏期を迎える中で、次の二つのテーマで、外出時の子どもの事故防止の呼び掛けが行われています。

○水の事故防止（海、川、湖沼池、プール等での溺水（溺れ）等）

○幼児用座席付自転車の事故、転倒の防止

詳しくは、消費者庁ウェブサイト（子どもを事故から守る！事故防止ポータル）をご覧ください。[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/index.html](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/index.html)

くらしの豆知識（2018年版）に掲載されている事例から抜粋して紹介します。

### 事例1 ショッピングカートでの子どもの事故 ※医療機関情報ネットワークの事故情報

利用中に転落し、頭部に重傷を負ってしまう事故が発生しています。

※ 2011年4月から2016年10月末までに118件の事故が発生。

①利用できる対象年齢、月齢をよく確認しましょう。②ベルトやハーネス等を着用しましょう。③カートでは遊ばせない。

### 事例2 子どもの歯磨き中ののど突き事故

歯磨きをしていた子どもが歯ブラシを加えたまま転倒し、のどを突いてけがをしたなどの事故が発生しています。

※ 2010年12月から2016年12月末まで139件 3歳以下の事故は124件報告されている。

①保護者がそばで見守り、床に座らせる。②歯ブラシを口に入れたり持ったまま歩かせない。③のど突き防止カバーなどの安全対策を施した歯ブラシを選ぶ。④仕上げ磨き用の歯ブラシは手の届かないところに置く。

毎日の生活の中で身近かで便利に使用するものであっても、思わぬ危険があることを日頃から意識して、注意喚起情報なども積極的に収集して参考にしてください。

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州